

## 報告書（案）に関する変更について

### 1 報告書（案）の構成について

#### (1) 目次構成の変更

「妊娠婦のための食生活指針」と「妊娠期における至適体重増加チャート」の順番を入れ替えた。

#### (2) リーフレット（案）の追加

### 2 関係団体等からのご意見と反映箇所について

#### (1) 低出生体重児增加の要因について

**【加筆】 報告書 P9、「やせ及び過度のダイエットの妊娠・出産への影響」項目 4 行目～**

その背景の一部としては、これらの妊娠中の体重の増加の抑制が関与している可能性も考えられる。

#### (2) 食塩について

**【加筆】 報告書 P11：食事バランスガイドとは 8 行目～**

なお、食塩については、基本的に料理の中に使用されるものであり、「コマ」のイラストとして表現されていないが、実際の食事選択の場面で表示される際には、食塩相当量も合わせて情報提供されることが望まれる。

**【加筆】 報告書 P16：妊娠婦のための食事バランスガイド（案）右上部分**

食塩、油脂については料理の中に使用されているものであり、「コマ」のイラストとして表現されていないが実際の食事選択の場面で表示される際には食塩相当量や脂質も合わせて情報提供されることが望まれる。

**【加筆】 報告書 P17：表 3 脚注部分**

なお、妊娠、授乳婦のナトリウムの目標量は、高血圧など、生活習慣病予防の観点から、非妊娠時、非授乳期と同じ 1 日あたり 8g 未満とする。ただし、この値は当面の目標として示されているものであり、高血圧のリスクをより低下させる観点からは、対象に応じてさらに低い摂取量を目指すべきとされる。

#### (3) 至適体重増加チャートについて

**【修正】 報告書 P28：表 5 体格区分別 妊娠全期間を通しての推奨体重増加量**

「肥満」部分（以下、P62、P63、P65、P66 も同様）

個別対応

**【修正】 報告書 P28：表 5 体格区分別 妊娠全期間を通しての推奨体重増加量**

「肥満」部分脚注（以下、P62、P63、P65 も同様）

BMI が 25.0 をやや超える程度の場合は、おおよそ 5kg を目安とし、著しく超える場合には、他のリスク等を考慮しながら、臨床的な状況を踏まえ、個別に対応していく。

【加筆】 表6 P29：体格区分別 妊娠中期から末期における1週間あたりの推奨体重增加量 脚注分（以下、P62、P63、P66も同様）

妊娠初期については体重増加に関する利用可能なデータが乏しいことなどから、1週間あたりの推奨体重増加量の目安を示していないため、つわりなどの臨床的な状況を踏まえ、個別に対応していく。

#### (4) その他のご意見

##### ○「若い女性」「若年女性」が混在している。

文言としては「若い女性」で統一することとした。ただし、20歳代及び30歳代を主な対象としているが、一部図表等では10歳代についても触れることとする。

##### ○「妊娠期」「授乳期」「妊婦」「授乳婦」が混在している。

ライフステージの1つとして捉えることが重要と考え、妊娠期、授乳期という表現を用いた。

なお、総称については、その対象を明確にするため、「妊娠婦のための食生活指針」といったように「妊娠婦」を用いるものとした。

##### ○「妊娠を希望している」「妊娠を計画している」という言葉が混在している。

「妊娠を希望している」「妊娠を計画している」という表現については、通知文などと合わせる形で「妊娠を計画している」という表現で文言の統一を行うこととした。

##### ○ビタミン、ミネラルに関する記載について

項目内のメッセージはわかりやすく伝えることも考慮し、代表性のあるものについて表現しているため、現行通り、「ビタミン、ミネラル」としたが、解説文の中では「ビタミン、ミネラルなど」と変更することとした。

#### 3 検討委員からのご意見について (H17.11.30 現在)

○適切な食生活のためには、P.37「心身のゆとりある生活を」にあるような生活への配慮が必要と思われます。また、現実的には勤労女性が増加していることより、家族や生活に加えて、妊娠・授乳中の仕事に関する配慮についての記述もあったほうがよいのではないかでしょうか。

○読者によってはまだ若干固い表現もある。

○文献メタアナリシスを根拠に作成されたチャートであり、それをもとに指針が導かれているのは正当に科学的。しかし、たとえば66頁の引用文献26あたり、normal populationを対象に行った調査で、population biasはどうしても気になるところ。したがって、肥満への対処など個別の取り扱いを指導せざるを得ない。「これしかない」的指導書ではない国民参加型の指針として育てるには内容と、もうひとつ、どのように取り扱っていくのかを追跡することが重要。